

平成25年11月 守口市教育委員会定例会の概要

- 日 時 平成25年11月25日(月) 午後3時00分～午後5時02分
- 場 所 守口市役所1号別館3階 第2委員会室
- 出席者

教育委員

委員長	渡 邊 一 郎
委員長職務代理者	榎 原 恵 理 子
委 員	江 端 源 治
委 員	橋 爪 利 明
教育長	首 藤 修 一

事務局

教育次長	村田 康博	管理部長	鳥野 洋司
学校施設整備監	西 哲郎	指導部長	永井 竜二
事務局参事	吉安 範純	総務課長	藤本 淳司
教育施策推進課長	辻本 進	学校教育課長	水田 広茂
教育・人権指導課長	大野 友己	生涯学習課長	北山 義人
スポーツ・青少年課長	宇野田 信幸	放課後こども課長	西本 岳史
ほか担当職員			

- 審議内容

議案第44号 平成25年度教育費補正予算案についての意見

【説明要旨】

市民から教育目的資金として寄附を受けましたことによる歳入の補正をはじめ、学校校務業務委託事業及び給食調理業務委託事業などの予算確保のため、また緊急かつ今年度に事業完了を必要とする事業費に関する所要の補正を行うもの。

【審議状況】

寄附金の使い道について教育委員より質問があった。

事務局の回答として、寄付金については備品購入に使う予定であり、研修会や講演会など開催時の補助備品として、プロジェクター、ポータブルスクリーン、スピ

ーカー、大型ポスタープリンターの購入を予定している。

次に歳出の委託料、来年度より予定している文書連絡業務委託について、具体的にはどのような業務なのか、また今はだれがこの業務をしているのかという質問があった。

この業務は車両を使用し、市内の小中学校を回り教育委員会から学校へ、学校から教育委員会への文書や物品などの配送を行う業務であり、今は小中学校に所属している教育環境技術職員が1日1回行っている。

また委員より、人事異動に関する書類等特別な書類については今現在どのようなになっているか、あるいは民間委託したのちに、それらの業務についてはどのような形になるかという質疑があった。

そのような書類は特定信書という文書に法律上なっているものであり、今回委託を予定しているのは特定信書を扱える業者であると事務局より回答。

また、幼稚園の臨時職員給の補正について、対象となる園児の数、その園児に対する臨時教諭の人数について質問があった。

昨年の支援を要する園児数については全園で31名であり、昨年に比べて2名増となっている。支援を要する園児に関しては、支援の状況によって1対1、又は園児2人に対して1名つく、又は3名に対して1名つくなど、支援を必要とする状況によって臨時教諭の配置を行っているところである。

上記の質疑の後、原案通り可決。

議案第45号 機構改革に伴う事務委任について

【説明要旨】

今回の機構改革につきましては、これまで以上に地域の実情や市民ニーズに対応しつつ、より効率的な行政運営を図り、また質の高い行政サービスを提供するためのもの。12月市議会定例会に提案される予定である。

幼稚園に関する事務については子ども関連業務を一元化し、安心して子育てができる環境の整備に努めるとともに子ども子育て支援を中核とする新しい子育て支援制度を推進するために新たにこども部が設置されることとなっている。このこども部の設置に伴い、幼稚園に係る事務について地方自治法第180条の7の規程に基づ

き、市長部局での補助執行に同意しようとするもの。

【審議状況】

原案通り可決。

議案第46号 守口市英語指導助手の就業等に関する規則案

【説明要旨】

9月市議会にてAETの報酬について法的な根拠に基づき特別職に属する非常勤職員の報酬及び条例の一部を改正する条例が制定された。それに伴いAETの就業等についても、就業等に関する規則として定めるもの。

【審議状況】

委員よりAETの配置状況と主にどのような職務をおこなっているのかという質問があった。

現在5名のAETを運用しており、9校の中学校に5名のAETを学期ごとにローテーションして配置している。各中学校には年間1期ないし2期の配置となっているので、複数年を見据えて均等な配置となるよう配慮しているところである。主な職務内容としては中学校における英語授業の補助、また定期考査期間等を活用し中学校区内の小学校の授業の補助をしている。また、夏季休業中に開催している小中学生を対象とした「英語であそぼう」等の講師も行っている。

また、任用期間途中の規則の制定であると思うが、現在任用されている方の給与面等で問題は生じないのかとの質疑があった。

本任用規則については、従来の守口市外国青年招致事業実施要綱に準じて作成しているものであるので、任用途中の制定ではあるが、この事業の運営に影響を及ぼすものではない。

上記の質疑の後、原案通り可決。

議案第47号 守口市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則案

【説明要旨】

守口市現代南画美術館条例を廃止する条例が平成26年1月1日付で施行されるこ

とから、これを受け関連する規則の廃止及び規則の一部を改正しようとするもの。

議案第48号「守口市現代南画美術館条例施行規則を廃止する規則案」についても、同一の内容となることから一括して説明を行った。

【審議状況】

原案通り可決。

議案第48号 守口市現代南画美術館条例施行規則を廃止する規則案

【説明要旨】

守口市現代南画美術館条例を廃止する条例が平成26年1月1日付で施行されることから、これを受け関連する規則の廃止及び規則の一部を改正しようとするもの。

議案第47号「守口市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則案」についても、同一の内容となることから一括して説明を行った。

【審議状況】

原案通り可決。

議案第49号 守口市立青少年センター条例施行規則を廃止する規則案

【説明要旨】

10月4日の守口市議会本会議において承認をいただいた守口市立青少年センター条例を廃止する条例及び守口市現代南画美術館条例を廃止する条例が平成26年1月1日付で施行されることから、これを受け関連する規則の廃止及び規程等の一部を改正しようとするもの。

議案第50号「守口市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案」、議案第51号「守口市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程案」についても、同様の内容となることから一括して説明を行った。

【審議状況】

原案通り可決。

議案第50号 守口市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案

【説明要旨】

10月4日の守口市議会本会議において承認をいただいた守口市立青少年センター条例を廃止する条例及び守口市現代南画美術館条例を廃止する条例が平成26年1月1日付で施行することから、これを受け関連する規則の廃止及び規程等の一部を改正しようとするもの。

議案第49号「守口市立青少年センター条例施行規則を廃止する規則案」、議案第51号「守口市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程案」についても、同一の内容となることから一括して説明を行った。

【審議状況】

原案通り可決。

議案第51号 守口市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程案

【説明要旨】

10月4日の守口市議会本会議において承認をいただいた守口市立青少年センター条例を廃止する条例及び守口市現代南画美術館条例を廃止する条例が平成26年1月1日付で施行することから、これを受け関連する規則の廃止及び規程等の一部を改正しようとするもの。

議案第49号「守口市立青少年センター条例施行規則を廃止する規則案」、議案第50号「守口市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案」についても、同一の内容となることから一括して説明を行った。

【審議状況】

原案通り可決。

議案第52号 守口文化センター及び守口市生涯学習情報センターの指定管理者の指定についての意見

【説明要旨】

守口文化センターは平成23年4月1日から3年間、守口市生涯学習情報センターは平成21年4月1日から5年間、守口市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定による公募により選定した公益財団法人守口市文化振興事業団を指定管理者に選定し運営してきており、平成26年3月31日にその期間

が満了する。よって、守口市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき公募を行った結果、説明会には15の団体の参加があったが、応募は1団体であった。申請された応募団体の審査を行うため、市民体育館の指定管理者も合わせ、守口市社会教育施設指定管理者選定委員会を開催し、選定基準の概要及び評価については、守口市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の第4条第1項に定める基準に基づき、平等使用が確保されるような適切な管理を行うための方策、施設の公用を最大限に発揮する方策、適切な維持及び管理に関する方策、適切な管理業務の遂行を図ることができる能力、及び財産基盤に関する事項、その他管理に対して必要な事項、又管理に係る経費の縮減に関する方策を審査項目とし、評価方法としては総合評価方式により選定委員会において慎重かつ厳正な審査を行っていただいた。その結果、両施設のサービスの向上や効率的な運営を図り、施設運営の適正化を期待する一方、両施設が持つ公共的な施設の意志目的の達成できることを基本的な考えとして事業計画及び経費面において公益財団法人守口文化振興事業団が選定され、指定管理者として行うものとして適格と判断し指定管理者の候補団体とする旨の決定がされた。決定いただいた結果を踏まえ、公益財団法人守口市文化振興事業団を指定管理者として指定しようとするもの。なお、指定管理者の指定期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間。また、12月の市議会定例会に本議案の提出を行い、議会の議決を得る予定である。

【審議状況】

原案通り可決。

議案第53号 守口市民体育館の指定管理者の指定についての意見

【説明要旨】

市民体育館は平成23年4月1日から3年間、守口市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定による公募により選定した公益財団法人守口市スポーツ振興事業団を指定管理者に選定し運営してきたが、平成26年3月31日にその期間が満了する。よって、守口市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき前回と同様公募を行った結果、説明会には9

団体の参加があり、応募は2団体であった。審査基準においても、生涯学習情報センターと同様の選定基準に基づき事業経費の面、維持管理経費の面、慎重かつ厳正な審査を経て選定していただいた結果、公益財団法人守口市スポーツ振興事業団が評価され指定管理者の指定を行うものとして適格と判断し、指定管理者の候補団体とする旨の決定がされました。決定いただいた結果を踏まえ、公益財団法人守口市スポーツ振興事業団を指定管理者として指定しようとするもの。なお、指定管理者の指定期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間としようとするものである。

【審議状況】

原案通り可決。

議案第54号 平成26年度守口市公立学校教職員人事基本方針（案）について

【説明要旨】

平成26年度守口市公立学校教職員人事基本方針案について、大阪府公立学校教職員人事基本方針に基づき、毎年基本方針を作成しているもの。本市における学校教育の健全な発展と適切な人事管理のもと、1、学校の教育目標の達成を図るため、適材を適所に配置。2、各校の実情を踏まえた計画的な人事異動。3、配置換及び校種間、広域異動等の積極的な交流人事の推進。4、新規採用者の育成。5、校長・教頭等の登用については、若手教職員の発掘も含めその育成をし、登用をしていく。この5点に留意した人事方針案について議決を求めるもの。

【審議状況】

委員より議案資料にあるチャレンジ交流とはどのようなものかという質問があった。

これは大阪府教育委員が平成21年度から実施している施策であり、経験年数の少ない教諭を育成する観点から、採用後初めての異動時期となる教諭を、所属する市町村とは異なる市町村に異動交流させて異動先の市町村の教育活動を学ぶことによって自身の資質向上を図るもの。期間は2年間である。本市では、4名の教諭が枚方市と交野市に交流に出ており、2名は既に交流を終えて守口の学校に戻ってきている。1名については英語活動の全国大会等の取組み等の経験をし、それを今の学校で英語

活動等で力を発揮するとともに、交流等で学んだこともあって今は生徒指導担当教員として、学校全体の生徒指導を見ていくという立場で活躍をしている。もう1名についても、交流先で国語科の研究を行っており、その市で学んできた国語の授業のあり方について現任校で紹介をするなど学力向上に向けての取組みに尽力をしているという状況である。

また、女性の管理職の数は増えてきているのか、小中学校の男性教員、女性教員の割合というのはどれぐらいなのかと委員より質問があった。

今年度の校長については、小学校、中学校合わせて33%、9名の方が女性の校長である。教頭については、小学校6名、中学校2名、合計8名の28.6%。この割合は昨年度から比べて微増である。また一昨年度、23年度と比べても少しずつではあるが増えてきている。また、今年度の教員のうち、男性は中学校で56.1%、小学校においては31.0%となっている。

さらに、新任の教諭の人数について質問があった。

新任の教諭については今年度小学校で22名、中学校で18名を配置をしている。

上記の質疑の後、原案どおり可決。